

令和2年4月10日

保育施設保護者様
認定こども園保護者様

中野区子ども教育部
保育園・幼稚園課長 渡邊健治

「緊急事態宣言」発令に伴う認可保育所及び認定こども園の臨時休園について

日頃より保育園行政にご理解いただきありがとうございます。

4月7日、政府は改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、東京都知事からは徹底した外出自粛の要請が出されています。

これまで保護者の皆様には、在宅における保育が可能な方に対して保育所等の登園自粛の要請を含め、様々ご協力いただいていたところではございますが、さらなる感染拡大防止のため、下記のとおり保育所等を臨時休園いたします。

保護者様におかれましては、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

記

1. 期間

令和2年4月13日（月）から同年5月6日（水）まで

2. 対象施設

認可保育所（地域型保育事業所を含む）・区立保育室・認定こども園

3. 臨時休園中に特例的に保育を行う対象者

ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方及び保護者全員が、東京都が公表する緊急事態措置（4月10日予定）において休業要請対象以外の仕事に従事している方で、就労継続が必要な方

ただし、上記以外の方で、家族介護従事や自身の病気等で保育に欠ける状態になり、一時的に保育が必要となった場合などは、保育の対象とします。また、特別な事情があり保育が必要な方については、別途ご相談ください。

※休業要請対象以外で就労継続が必要な仕事の例

医療（病院、薬局）、福祉（保育所、放課後学童クラブ、高齢者・介護施設）、小売業（食品、生活必需品）、行政（警察、消防、業務継続が必要な国家公務員、地方公務員等）、金融機関、流通関係、公共交通関係

4. 保育料について

この期間中の欠席について、保育料は日割り計算といたします。手続き等の詳細は区ホームページでご案内いたします。